

外資企業法

1986年4月12日第6期全国人民代表大会第4回会議採択
2000年10月31日第9期全国人民代表大会常務委員会第18回会議改正
2016年9月3日第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議改正
同日国家主席令第12期第51号により公布 2016年10月1日施行

- 第1条 対外経済協力及び技術交流を拡大し、かつ、中国の国民経済の発展を促すため、中華人民共和国は、外国の企業その他経済組織又は個人（以下「外国投資家」という。）が中国国内で外資企業を設立・運営することを認め、外資企業の適法な権利及び利益を保護する。
- 第2条 この法律において「外資企業」とは、中国の関係法律により中国国内に設立され、資本の全部が外国投資家によって出資される企業をいい、外国の企業その他経済組織の中国国内における分支機構を含まない。
- 第3条 外資企業の設立は、必ず中国国民経済の発展に有利でなければならない。国は、製品輸出の、又は技術が先進的な外資企業の設立・運営を奨励する。
- 2 国が外資企業の設立を禁止し、又は制限する業種は、国務院がこれを定める。
- 第4条 外国投資家の中国国内における投資、取得する利益その他の適法な権益は、中国の法律による保護を受ける。
- 2 外資企業は、必ず中国の法律及び法規を遵守しなければならない。中国の社会的公共利益を損なってはならない。
- 第5条 国は、外資企業に対して国有化及び収用を実行しない。特段の状況下においては、社会的公共利益の必要に基づいて、外資企業に対して、法律手続により収用を実行し、かつ、相応の補償を与えることができる。
- 第6条 外資企業設立の申請は、国務院の対外経済貿易主管部門又は国務院が授権する機関がこれを審査し認可する。審査・認可機関は、申請受理の日から90日以内に認可し、又は認可しない旨を決定しなければならない。
- 第7条 外資企業設立の申請が認可された後に、外国投資家は、認可証書受領の日から30日以内に、工商行政管理機関に対し登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。外資企業の営業許可証の発行日は、これを当該企業の設立日とする。
- 第8条 外資企業は、法人の条件に関する中国の法律の規定に適合する場合には、法により中国の法人格を取得する。
- 第9条 外資企業は、審査・認可機関が認可した期間内に中国国内において投資しなければならない。期間を徒過して投資しない場合には、工商行政管理機関は、営業許可証を取り消す権限を有する。
- 2 工商行政管理機関は、外資企業の投資状況について検査及び監督をする。
- 第10条 外資企業の分割、合併その他の重要事項の変更については、審査・認可機関に報告し認可を受け、かつ、工商行政管理機関に対し変更登記手続をしなければならない。

らない。

第 11 条 外資企業は、認可を経た定款により経営管理活動をし、干渉を受けない。

第 12 条 外資企業は、中国の職員・労働者を雇用するときは、法により契約を締結し、かつ、契約中に雇用、解雇、報酬、福利、労働保護及び労働保険等の事項を明記しなければならない。

第 13 条 外資企業の職員・労働者は、法により労働組合組織を設立し、労働組合活動を展開し、職員・労働者の適法な権益を維持・保護する。

2 外資企業は、当該企業の労働組合のため、必要な活動条件を供与しなければならない。

第 14 条 外資企業は、必ず中国国内に会計帳簿を備え付け、独立採算をし、規定に従い財務諸表を提出し、かつ、財政税務機関の監督を受けなければならない。

2 外資企業が中国国内に会計帳簿を備え付けることを拒絶した場合には、財政税務機関は罰金を科すことができ、工商行政管理機関は営業停止を命じ、又は営業許可証を取り消すことができる。

第 15 条 外資企業が認可された経営範囲内で必要とする原材料及び燃料等の物資については、公平かつ合理の原則に従い、国内市場で、又は国際市場で購入することができる。

第 16 条 外資企業の各種保険については、中国国内の保険会社に付保しなければならない。

第 17 条 外資企業は、税収に関する国の規定により納税するものとし、かつ、税の軽減又は免除の優遇措置を享受することができる。

2 外資企業は、所得税納付後の利益を中国国内において再投資する場合には、国の規定により再投資部分の納付済所得税の一部の還付を申請することができる。

第 18 条 外資企業の外国為替に係る事項は、国の外国為替管理規定によりこれを処理する。

2 外資企業は、中国銀行又は国の外国為替管理機関が指定する銀行に口座を開設しなければならない。

第 19 条 外国投資家が外資企業から取得する適法な利益その他の適法な収入及び清算後の資金は、これを国外に為替送金することができる。

2 外資企業の外国籍職員・労働者の賃金収入その他の正当な収入は、法により個人所得税を納付した後にこれを国外に為替送金することができる。

第 20 条 外資企業の経営期間は、外国投資家がこれを申請し、審査・認可機関が認可する。期間が満了し延長する必要がある場合には、期間満了の 180 日前までに審査・認可機関に対し申請を提出しなければならない。審査・認可機関は、申請受理の日から 30 日以内に認可し、又は認可しない旨を決定しなければならない。

第 21 条 外資企業は、終了するときは、遅滞なく公告し、法定手続に従い清算をしなければならない。

2 清算終了前においては、清算執行のための場合を除き、外国投資家は、企業財産につき処分してはならない。

第 22 条 外資企業は、終了するときは、工商行政管理機関に対し抹消登記手続を申請し、営業許可証を返納しなければならない。

第 23 条 外資企業の設立・運営が国の規定する参入許可に係る特別管理措置の実施にかかわらない場合には、第 6 条、第 10 条及び第 20 条所定の審査・認可事項については、ファイリング管理を適用する。国の規定する参入許可に係る特別管理措置については、国务院が発布し、又は発布を承認する。

第 24 条 国務院の對外經濟貿易主管部門は、この法律に基づいて実施細則を制定し、
国務院に報告し承認を受けた後に施行する。

第 25 条 この法律は、公布の日からこれを施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所